

天嶽院下子ども会育成会会則

第一条（会の目的）

本会は、子ども相互の連携及び、健康で明るい子どもの育成と、保護者がこの運動を通じて、家庭と地域の和を深めることを目的とします。

第二条（名称及び所在地）

本会は「天嶽院下子ども会育成会」と称します。事務所を子ども会会長宅に置きます。

第三条（会員）

本会は、天嶽院下子ども会会員の保護者並びに、この会の賛同者を対象とします。

第四条（役員）

本会に次の役員を置きます。

会長 1名、 会長補佐 1名 副会長 1名
会計 1名、 書記 1名

第五条（役員の任期）

役員の任期は1年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

第六条（役員の選出）

会員の保護者から選出するものとします。

第七条（運営）

<1>本会員は第一条の目的を達成するために、次の事業に参加します。

- (1)子ども会独自の年間事業計画の実施
- (2)自治会が行う年間行事への参加
- (3)その他、諸団体の行う事業への参加

<2>役員は前項のことを運営するために、以下のことを行います。

- (1)年間の事業が円滑に行われるべく、おおむね年12回以上の役員会を開催します。
- (2)役員会の議事について以下のとおりとします。
 - ・招集による議事は、出席者の過半数の同意をもって決定します。
 - ・書面（電子的記録を含む）による議題は、書面等により会員の過半数の同意をもって決定します。

<3>不測の事態において。

子ども会育成会及び子ども会の主催する諸行事の運営は、会員相互の自覚と責任のもとに行い、万一不測の事態が生じた場合は、市民活動災害保障保険を適用します。

第八条（会費）

- (1)本会の会費は（子ども1人、月100円、年間1200円）とします。
徴収は4月にします。
途中入会の場合は、入会した月から3月までの月間分を徴収します。
途中退会の場合は、退会する月から3月までの月間分を返納します。
- (2)また、本会費の他に、自治会補助金を運営費として充てます。
- (3)本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わります。

第九条

この会則は、2019年（平成31年）1月1日より施行します。
この会則は、2022年（令和4年）1月1日に一部改定し、
2022年（令和4年）1月30日より施行します。

天嶽院下子ども会のきまり

第一条（会の目的）

この会は、助け合いの気持ちをもちながら力を合わせ、地域の活動に参加し、仲間との和を深めることを目的とします。

第二条（名称）

この会は、「天嶽院下子ども会」と称します。

第三条（会員）

この会は、村岡小学校、天嶽院下自治会、近隣自治会に居住するすべての子ども（小学生）をもって構成します。

小学校入学をもって入会可能とし、卒業をもって退会とします。

第四条（役員）

役員が必要となる行事に応じて選任することとします。

第五条（運営）

会員は第一条の目的を達成するために、次の事業に参加します。

- (1)子ども会独自の行事への参加
- (2)自治会が行う地域活動や行事への参加
- (3)その他、諸団体の行う事業への参加